

医療ツーリズム推進に向けた愛知県からの規制改革提案 ～日本の優れた医療サービス・技術の外国人への提供拡大～

資料 1

R1.10.18WGヒアリング 愛知県提出
①医療ツーリズムの推進のための医療滞在ビザ発給迅速化等について

医療ツーリズム推進のための愛知県の取組及び提案の背景

- 愛知県では、医療関係者等で構成する「あいち医療ツーリズム研究会」からの「医療ツーリズム推進に向けた提言」（平成28年11月）に基づき、愛知の優れた医療技術を外国人の方に提供し、医療の国際化を推進するための取組を進めている。
 - ・医療機関等向けトップセミナーの開催、国際医療コーディネータの育成、愛知県の医療ツーリズムの海外PR（北京）
⇒ 海外からのニーズが高い日本の医療を迅速に提供する機会の拡大につなげていく

【事例】

短期滞在ビザ（観光）で来日した中国人が検診を受けたところ、脳腫瘍が見つかり、早期の手術が必要と診断された。本人も痺れを訴える状況にあったことから、日本での早期の手術を希望した。しかし、観光目的の短期滞在ビザの在留期間では脳腫瘍の手術ができなかつたため、中国に一旦帰国し、再来日することとしたが、医療滞在ビザの取得に時間を要し（3週間程度）、治療開始が遅れた。

外国人患者に係る現状と課題 ①

医療現場での実際の経験を踏まえた具体的ニーズ

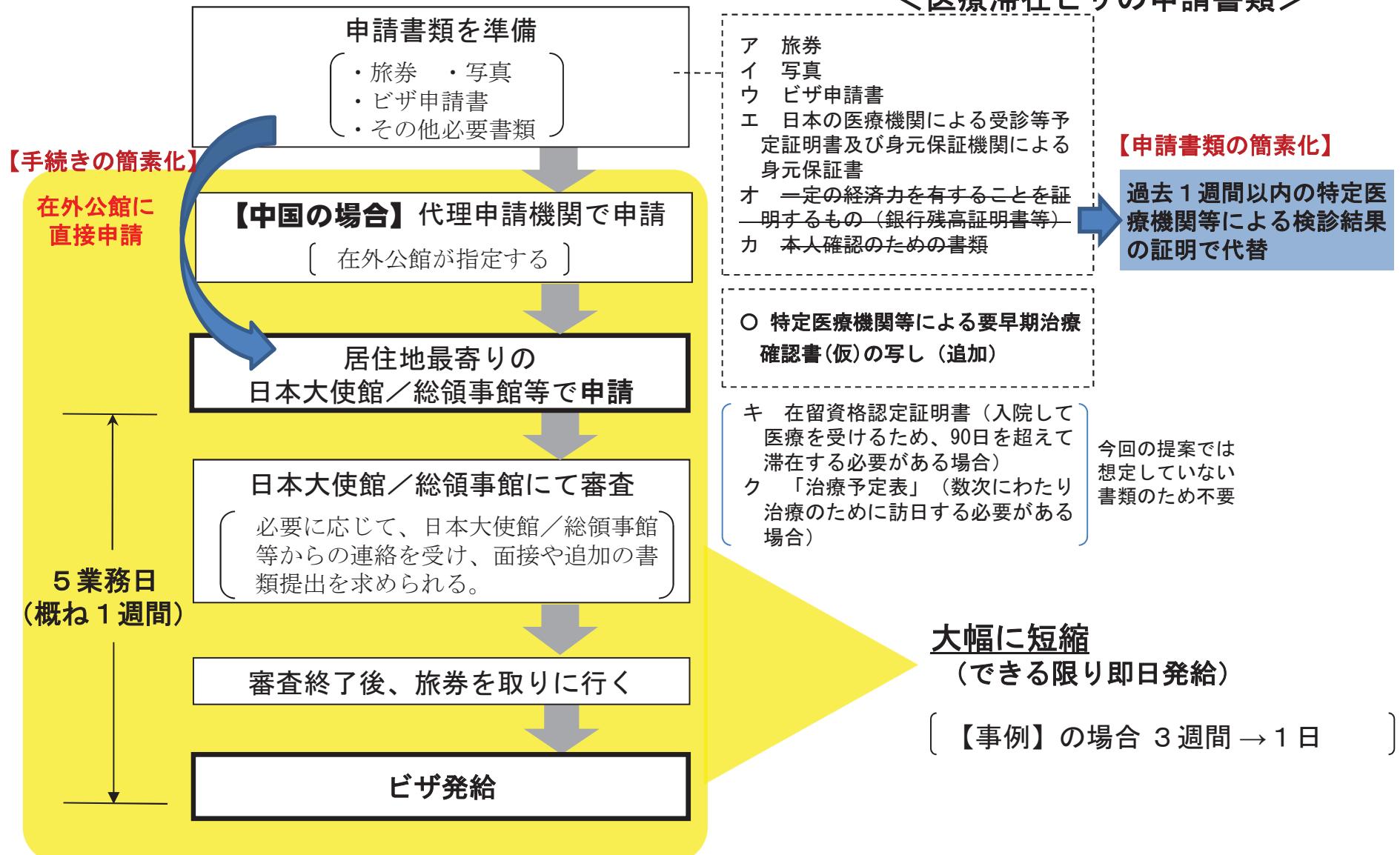
- 海外での対応が難しく、できるだけ早期に日本で治療する必要がある場合において、入国のために必要な書類の準備や、医療滞在ビザ発給のための審査期間などに時間を要し、治療の開始が遅れ、病気が進行してしまう恐れがある。

- ・中国の場合、申請先の在外公館が指定している「代理申請機関」でビザ申請を行う必要があり、医療滞在ビザの場合は、短期滞在ビザと比べて申請までに期間を要することがある（1ヶ月以上を要したケースもある）。
- ・ビザの申請から発給までに必要な期間は、原則として、申請受理の翌日から起算して5業務日（概ね1週間）。
- ・その他、査証事務処理の具体的手続きは、外務大臣の在外公館に対する訓令・通達（査証事務処理規則等）に基づく、とされている。（ただし、査証事務処理規則等は非公表扱い）

必要な規制緩和のイメージ

医療滞在ビザにつき、手続き及び申請書類の簡素化により、申請から発給までの期間を大幅に短縮する（できれば即日発給）。

現行の医療滞在ビザの申請から発給までの流れ 及び迅速化



○ 「短期滞在ビザ」で日本に入国した外国人が、**病気や事故**に遭ったときや**検診の結果、治療が必要**になった場合に、残りの滞在可能期間が不足するために一旦帰国しなければならない。

- ・ 短期滞在ビザで入国した外国人が、在留期間を延長して病気治療をする必要がある場合には、「人道上の真にやむをえない事情又はこれに相当する特別な事情がある場合」に当たるとして、在留期間の延長（90日以内）が特例的に認められることとされている。
- ・ また、在留資格を「特定活動」（日本に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動など）に変更したい場合には、入国管理局へ申請して審査をすれば、変更が認められる。
- ・ 上記2点ともに、医師の判断により、当該外国人が帰国できない状態であることが求められている。

○ **中国人患者の場合、観光目的での短期滞在ビザによる滞在期間は最大で30日である。滞在中の病気等の治療により、30日を超える滞在が必要な場合は、当該外国人が帰国できる状態であれば、一旦帰国しなければならない。**（滞在期間の後半に治療の必要性が判明した場合は、滞在期間中には治療できず、30日を超える可能性が高くなる）

<短期滞在ビザでの滞在期間>
(中国の場合)

目的	滞在期間
観光(団体)	15日以内
観光(個人)	15日以内 ／30日以内
商用、 家族・知人訪問	90日以内

必要な規制緩和のイメージ



短期滞在ビザ（観光など）で訪日した外国人が滞在中に、①病気や事故に遭い、治療が必要となった場合や、②検診の結果、一旦帰国することなく治療を望む場合は、帰国できる状態であっても、在留期間の延長や在留資格の変更（短期滞在から特定活動への変更）を認める。